

「まちづくり」の定義（松下・宿題）

1. 法律用語として

- ・現在19の法律に「まちづくり」という単語が出てくる（街づくりは法律にはない）

＊NPO法、景観法など

- ・定義規定はない。
- ・NPO法コンメンタール（日本評論社）

「まち」とは、市民が自分で認識できる範囲の一定の場所。行政単位としての「町」を意味しているわけではない。

「まちづくり活動」とは、そのような一定の場（＝地域）に暮らす人々が、より人間らしく生活していくことを目的とした様々な「場」の創造の活動

2. 条例用語として

- ・地域力を生かした大田区まちづくり条例 平成22年12月13日 条例第44号

（まちづくりの基本理念）

第3条 区民、事業者及び区は、生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、活力あふれる経済活動や多彩な交流が生まれる豊かなまち、地域を構成する様々な人々が共に支え合う優しさが広がるまち、地域の歴史と文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にする まちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする。

3. 世上、よくある解説（街づくりとの区別）

- ・漢字の「街」・・・建物や道路、公園などのハードのまちが該当する。
- ・ひらがなの「まち」・・・ハード+ソフト（ソフトのまち：人への思いやり、安全・安心、やさしさ、触れ合いなど）

4. 代表的定義

「地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、『生活の質の向上』を実現するための一連の持続的な活動」（佐藤滋「まちづくりとは何かーその原理と目標」（日本建築学会編『まちづくりの方法』）

5. 要するに

- ・一人ひとりが幸せに暮らせる地域・暮らしやすい社会をつくるため
- ・多様な主体が（行政だけでなく）
- ・持てる資源や地域にある資源を活用しながら（顕在資源の活用、潜在資源の掘り起こし）
- ・当事者性をもって
- ・相互に交流、連携・協力しながら（それぞれの力が全体として大きなパワーになるように）
- ・地域で行う活動全般